

# ラプチャーディスクにおける高圧ガス保安法適用品

## [高圧ガス保安法適用品の主な取り組み]

具体的な取組みとして以下の2種類があります

- 1.法令に基づく設計・製造および、以下書類を提出いたします。

- ◎ 構造図
- ◎ 強度計算書
- ◎ 吹出し量計算書
- ◎ 材料ミルシート
- ◎ 性能試験成績書

※上記書類は無償提供いたします

- 2.高圧ガス保安協会による「高圧ガス設備試験」の受験対応いたします。

- 対象部品  
高圧ガス設備試験を受験できる部品は、主にホルダー等の耐圧部品です。  
ラプチャーディスクは設定された破裂圧力で作動するため耐圧部品ではありません。  
従いまして、ラプチャーディスク単体での高圧ガス設備試験の対応はできません。
- 受験費用  
本対応はオプションにつき別途費用が発生いたします。

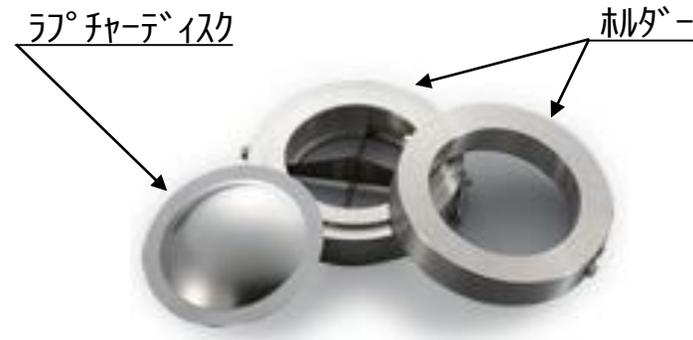
## [設計検討のための必要情報]

検討には実際に設置する設備環境に関する情報が必要になりますので、お引合いの際はご注意ください。

- 流体名と流体の種類  
可燃性、毒性、特殊ガス、毒・燃・特殊以外
- 設備の設計圧力・設計温度  
破裂圧力とは異なる、設備の耐圧部が使用し得る最高圧力および温度
- ラプチャーディスク設置条件  
取合いフランジ・ボルト・ナットの形状・材質、ガスケット型番などの情報

表. 高圧ガス保安法 第二条に掲げる「高圧ガス」の定義

1	常用温度で1MPaG以上の圧縮ガス、又は温度35℃のとき、1MPaG以上となる圧縮ガス。(アセチレンガスを除く)
2	常用温度で0.2MPaG以上の圧縮アセチレンガス、又は温度が15℃のとき、0.2MPaG以上となる圧縮アセチレンガス。
3	常用温度で0.2MPaG以上の液化ガス、又は圧力が0.2MPaG以上となる場合の温度が35℃以下である液化ガス。
4	温度が35℃のとき0MPaGを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化プロムメチル、他に政令で定めるもの



その他よくあるご質問に関しましては弊社HPでご紹介をさせていただいておりますのでぜひご参照ください。